国立研究開発法人物質・材料研究機構
役員等会議規程

令和５年２月２８日
２０２３規程第３号

（目的）
第１条　この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構会議・委員会規程（平成１８年３月２８日　１８規程第４９号）第３条第３項に基づき、役員等会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

（構成）
第２条　会議は、理事長、理事、審議役、人事・総務部門長、経営企画室長並びにフェロー、理事長特別参与、理事長特別補佐及び理事長補佐から理事長が指名した者（以下「構成員」という。）をもって構成する。
２　監事は、会議に出席して意見を述べることができる。
３　会議の議長は、必要と認めた者を会議に出席させ、説明させることができる。

（議長）
第３条　会議の議長は、経営企画室担当理事とする。
２　議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（招集）
第４条　会議は、議長が招集する。

（開催）
第５条　会議は、原則として、毎週火曜日に開催する。
２　前項に定める場合のほか、議長は、会議を臨時に開催することができる。

（付議事項）
第６条　会議の付議事項は、次の各号に掲げる事項とする。
（１）理事会議へ付議する機構の経営に関する重要事項
（２）前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項
２　前項第２号に掲げる事項のうち、理事長が必要と認める事項は、会議の後理事会議に付議するものとする。
３　構成員又は各部署は、付議事項があれば、原則として会議開催日の前日の正午までに経営企画室に資料を提出するものとする。

（事務）
第７条　会議の事務は、経営企画室が担当する。
２　経営企画室長は、会議の記録の作成及び保管の責に任ずるものとする。

（会議の記録の確認）
第８条　会議の記録は、構成員の確認を受けるものとする。

（雑則）
第９条　本規程に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って

定める。

附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和６年１０月８日　２０２４規程第４８号）
この規程は、令和６年１０月８日から施行する。
附　則（令和７年３月１１日　２０２５規程第２３号）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和８年３月１８日　２０２６規程第２６号）
この規程は、令和８年４月１日から施行する。
附　則（令和８年３月３１日　２０２６規程第３９号）
この規程は、令和８年４月１日から施行する。